

東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーと取扱要領（連盟用）

（趣旨）

第1条 本要領は、東京 2025 デフリンピック（以下「大会」という。）の開催に向けて、東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーと（以下「ゆりーと」という。）による大会広報、気運醸成及び大会準備・運営のため、ゆりーとデフリンピックデザイン（以下「本著作物」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領における用語の意義は、東京都著作権取扱要綱（平成 10 年 7 月 10 日付 10 財管総第 50 号）の例による。

（対象著作物及び著作権の帰属）

第2条 本要領の適用対象とする著作物は、東京 2025 デフリンピック公式マスコットデザインガイドマニュアルに記載された各デザインとする。

2 本著作物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は都に帰属し、第 4 条に定める再利用の許諾を行っても、何ら移転しない。

（再利用許諾の申請）

第3条 本著作物の再利用の許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ再利用許諾申請書（様式第 1 号）を一般財団法人全日本ろうあ連盟事務所長（以下「事務所長」という。）に提出し、再利用の許諾を受けなければならない。ただし、報道機関等が時事の事件の報道目的で利用するなど著作権法第 30 条から第 50 条に規定する利用を行う場合は、申請不要とする。

（再利用許諾）

第4条 事務所長は、前条の規定による再利用の許諾の申請があったときは、その内容を審査し、当該利用目的及び利用方法が大会広報、気運醸成及び大会準備・運営に寄与すると認めるときは、再利用の許諾（以下「再利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、事務所長が必要と認めるときは、条件を付すことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、事務所長は許諾しないものとする。

- （1）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （2）大会の品位を傷つけ、又は大会の正しい理解の妨げになるとき。
- （3）第三者の利益を害すると認められるとき。
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条に定める営業を行う者が利用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- （6）本著作物の利用によって、特定の企業、団体、又は商品等のキャラクターと誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。

(7) 本要領に定められた利用方法に従うものでないとき。

(8) その他事務所長が不相当と認めるとき。

2 前項の利用許諾は、許諾番号を付した上で、再利用許諾書（様式第2号）をもって行う。

(利用上の遵守事項)

第5条 本著作物の再利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許諾された用途にのみ利用し、一般財団法人全日本ろうあ連盟（以下「連盟」という。）の指示する利用条件に従うこと。

(2) 利用に当たっては、連盟が提供した本著作物に係る素材を第三者に譲渡・転貸・再利用許諾をしないこと。

(3) SNS等外部運営サイトへの本著作物の掲載については、個別の利用規約を確認した上で行うこと。

なお、当該規約において、掲載することにより運営者や閲覧者に著作物の利用を許諾、あるいは著作権を放棄したとみなすとされているものについては、掲載は認められない。

(4) デザインガイドマニュアルに定められたルールに従って正しく利用すること。

(5) 原則として、本著作物の利用作成物には以下の2つを表示すること。

ア 「東京2025デフリンピック公式マスコットゆりーと」

イ 「©東京都 井（第4条第2項による許諾番号）」

なお、その形状等からイを明示することが困難な場合は、これを省略できる。

また、本著作物の名称「ゆりーと」は登録商標（登録第5405755号）であるが、アの表示に含まれる場合は単なる事実伝達であり、商標としての使用に当たらないため、商標使用許諾手続は不要とする。

(6) 利用作成物の完成見本を、速やかに連盟に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(7) 本著作物を利用して作成するものは、その作成に当たってグリーン購入法による環境配慮に努めること。

(8) 本著作物の利用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行い、当該利用により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。本著作物自体に起因しない事故等が発生した場合は、連盟は一切の責任を負わない。

(9) 本著作物の利用作成物には、利用者の名称等を明記し、その利用主体を第三者に周知すること。

(10) 故意又は過失により都及び連盟に損害を与えた場合、これによって生じた損害を都及び連盟に賠償すること。

(利用状況の報告等)

第6条 事務所長は、利用者に対し、利用報告書により、本著作物の利用状況について報告

を求めることができる。

- 2 報告を求められた利用者は、報告を求められた日の翌日から 30 日以内に、事務所長に対し利用報告書を提出しなければならない。

(許諾の取消)

第7条 事務所長は、本著作物の利用がこの要領及び許諾内容に違反していると認められるときは、再利用許諾取消通知書（様式第3号）をもって当該許諾を取り消し、当該許諾に係る利用著作物の回収を命ずることができる。

- 2 前号の規定により許諾を取り消された利用者は、当該許諾に係る利用著作物を利用してはならない。
- 3 第1項の規定により当該許諾に係る利用著作物の回収を命ぜられた利用者は、速やかに許諾に係る利用著作物を回収しなければならない。また、それにより生じた損害について、事務所長に求償することはできない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、取扱に関して必要な事項は、別途事務所長が定めることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和6年6月5日から施行する。
- 2 この要領は、令和8年4月1日に改正する。

年 月 日

一般財団法人全日本ろうあ連盟事務所長 様

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

連絡先（担当者名、電話番号）

東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーとデザイン再利用許諾申請書

東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーとデザインを利用したいので、東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーと取扱要領第3条に基づき、下記のとおり申請します。

なお、利用に当たっては、同要領に定める事項を遵守します。要領第4条の各号に該当すると認められた場合及び第7条第1項により許諾が取り消された場合は、直ちに利用を中止することを誓約いたします。

記

1 申請内容

利用申請する 著作物	
利用目的	
利用方法	（種類・名称・規格等）
改変内容	なし
利用数量又は 利用期間	（作成等の数量・HP掲載など数量が数えられないものは利用期間）
頒布方法	無償頒布
期待される 広報効果	

2 添付書類

- ・原稿又は企画書（デザイン、レイアウト図設計図等）
- ・申請者の概要が分かるもの
- ・その他参考となる資料

様式第2号（第4条第2項関係）

第 号 令和 年 月 日	
様	
一般財団法人全日本ろうあ連盟事務局長 ㊤	
東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーとデザイン再利用承認書	
令和 年 月 日付で提出のあった申請を承認し、以下のとおり、東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーとの利用を許諾します。	
利用許諾する 著作物	
利 用 目 的	
利 用 方 法	
申請者作成物 の名称及び規格	
改 変 内 容	
許諾数量 又は 許諾期間	
頒 布 方 法	無償頒布
権利関係	本著作物に係る著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は都に帰属し、利用の許諾を行っても何ら移転しない。
その他の許諾条件 指示事項	<ul style="list-style-type: none">・原則として、本著作物の利用作成物には以下の2つを表示すること。<ul style="list-style-type: none">ア 「東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーと」イ 「©東京都 ㊤ (第4条第2項による許諾番号)」・なお、その形状等からイを明示することが困難な場合は、これを省略できる。・許諾された用途にのみ利用し、連盟の指示する利用条件に従うこと。また、利用に当たっては、連盟が提供した本著作物に係る素材を第三者に譲渡・転貸・再利用許諾をしないこと。・利用が終了した際は提供した著作物のデータを消去すること。

第 号
年 月 日

様

一般財団法人全日本ろうあ連盟事務局長 ㊟

東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーとデザイン再利用許諾取消通知書

年 月 日付第 号で許諾した、東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーとデザインの利用について、東京 2025 デフリンピック公式マスコットゆりーと取扱要領第7条第1項により、下記のとおり取り消すことに決定したので通知します。

記

1 取消しの内容

許諾番号：第 号

2 取消しの理由